週刊
磐城人名録
毎週日曜日發行
發行兼編輯人印刷人　大竹廉典兵衛
發行所　磐城之實業社　（電話平町第二五五番）
定價　一部金五錢（郵税共）　一年分四十錢
廣告料　一行三十錢
但場所指定増
印刷所　丸和印刷所

紙上講演

養蠶家の立場から

過去十數年間にわたる蠶糸業の不況は、その間多少の消長はあつたけれども大勢は下降の一路を辿り、その前途は少からず憂慮されて居る殊に紡績業と紡績人絹の生糸に對する需要は最近年を逐つてその度を加へ今や我が蠶糸業は、その隆替を分つ可き岐路に立つに至つて居る、斯くて現在明瞭に各方面に於ては之が更生策に就て盛んに論議討究が行はれて居るが蠶糸業無策が國策として能く故に重大であるかと云へばその背後には二百萬戸の養蠶家と六十五萬町歩に亜くとする廣大な桑園を有する農村があり又之に附隨して五千六百餘の蠶種製造者と六萬六千餘（三十數萬錢）の製糸工場並に五十餘萬人の從業員があり更に其數百の商に營る機多の問屋、輸出業者があるからである然し乍ら從來此上に發表せられた所謂蠶糸業策なるものゝ多くは枝葉末節にとらはれて根本に觸れたものは少い茲にその禍根を斷つの根本的問題であり且當局の態度はあるまいか、先づ養蠶家の立場から如何なる方策が最も望ましいかを考へて見やう生糸の最も大なる需要としては人絹が現れて來た今日數年前とは自ら事情も異つて來たのであるから養蠶家は昔の様に繭を高く賣らうと云ふ考へは止めなければならぬし又非常かゝる繭の値段の法外なる高値が續みる者はないと思ふ夫れよりも現在我國養蠶家が熱心に努力し希望してゐるところは如何にして蠶繭の生産費を引下げるかといふ事と二つには斯くして出來た繭を相當の値段にて賣渡し一日も早くその代金を受取るといふ事である、然るに今日の實狀では養蠶家が肥料を投入し桑園の手入れをなし又蠶繭の掃立をする際に於ても其後努力の結晶としてつくり出される繭が果して幾らに賣れるか又其賣つた繭に對して代金が確實に手に入るかと云ふ事が甚だしく不安であり疑念せられるのである、然るに今日の實狀では養蠶家が肥料を投入し桑園の手入れをなし又蠶繭の掃立をする際に於ても其後努力の結晶としてつくり出される繭が果して幾らに賣れるか又其賣つた繭に對して代金が確實に手に入るかと云ふ事が甚だしく不安であり疑念せられるのである、然るに今日の實狀では養蠶家が肥料を投入し桑園の手入れをなし又蠶繭の掃立をする際に於ても其後努力の結晶として

帝國議會情景

治安維持法改正法律案

速記錄より見たる

比佐代議士の質問演説

第六十五回帝國議會今日迄の第一讀會に於て本縣選出の代議士中質問演説をなしたるものは石城の比佐昌平氏と會津の八田宗吉氏の兩氏のみである、然して比佐氏の演説全内容は左の如きもので是に對する國務大臣の答辯をも併せて掲載する

議長（秋田清君）比佐昌平君

【比佐昌平君登壇】

比佐昌平君

私は三三の點に付いて司法大臣の御答辯を求めるのであります御承知の通り、抑、治安維持法ハ五十議會に提案されたものであります又只今司法大臣の御説明の如く、政府が五十五議會に提案されたのでありますが、議會に於て修正を加へられ、其後承諾を求められまして、第二回の議會に提案されたものであります、抑、私は治安維持法の問題の提案された時も、第二回の修正案の時も、賛成として議場に興つた一人であります今回三回目の政府提案に付きまして、疑はしい點ながら、私は總理大臣に向つて、たいのであります、御承知の如く其提案は國体又は政體を變革し私有財産制度を否認する目的を以て結社を組んだもの云々と云ふのであります、諸々が議會に於て議場に於て

ノ編制權十三條ノ宣戰講話條約締結權進ンデハ十四條ノ戒嚴令

議會を通じて

法ノ第十一條ノ統帥權第十二條

證者、勿論是は第十議會に於きまして提案の時にも其當時の司法大臣は小川平吉氏であつたのであります政府委員としては山岡氏であつたのであります、是迄の人の問に依りましても有せられて居る所の權限の一部を可きものではありませぬけれども若し合法的手段に依つて斯なる天皇の大權の一部に變更を不合理の手段に依るは將すると云ふことを主張する是が國体變革と云ふ問題に適用さるゝ否や御伺致したいのであります、例へば條約の締結權は天皇陛下の有せる權であるが今後合法的に憲法改正に依つて條約の締結を議會の承認を得ると云ふやうなことにすれば明かに現在天皇の大權の一部の内容の變更になるのであります、之を以て本法が適用さるゝ問題にありや否やを御問ひしたいのであります、若し又或社會運動があつて憲法は時代の變遷に依つて變更さるべきものである憲法自体に於て改正が豫想されて居るのであります憲法改正の手段に依つて、

土地國有も宜しい生産機關國有も宜しい生産資本の共有も宜しいと云ふことになれば所謂私有財産制度の觀念は何處にあるのであるかどうかは其時の司法大臣の御説明に聞く、土地を國有にする場合に於て有償で之を買收することは宜しいが無償に依つて國有にするとか、國有名なる賠償の問題になりました問題であつて中々困難なるものであることは承知致して居りますが、只今司法大臣も御説明の中に土地の國有は宜しい生産機關の國有も是は賠償とする云ふやうな御意見であつたが斯なる事を言はるゝ根本の法の精神の有無を一言御何を致して見たいのであります

第二は只今司法大臣が御問になりました私有財産の問題に付いても是は第一回第二回の委員會に於ても非常に論議されたる問題であつて中々困難なるものであることは承知致して居りますが、只今司法大臣も御説明の中に土地の國有は宜しい生産機關の國有も是は賠償とする云ふやうな御意見であつたが斯なる事を言はるゝ根本の法の精神の有無を一言御何を致して見たいのであります

初めに本案の提案された場合は御承知の如く其提案は國体又は政體を變革し私有財産制度を否認する目的を以て結社を組んだもの云々と云ふのであります諸々が議會に於て議場に於て

ある場中に政府自ら政案を修正しまして政體なる文字を削除しまして政體なる文字を削除して參つたのであります勿論或場合の點に依りますと

國體と政體との區別を嚴格にし得ないと云ふ學説

もあるのであります政体の文字が消に關係のない所の國体の變革のない所の國体のある場合に依りまして天皇の大權の一部に變更を來すと云ふことを法律的に考へるならば天皇と統治權との關係を破壞すると云ふことであると思ふのであります即ち我日本の天皇と我國の統治權との關係を破壞すると云ふことが國体の變革であつて斷じて是は許すべきものでないのは勿論であります併し一歩進んで私の御伺をしたいのは法の解釋解釋を是より多數の學者に依つて解釋さるゝ爲めに例へば一言聞いて置たいのであります政府委員の説明に依りまして天皇の大權が國体變革の中に入るや否や、若し入るとならば其の場合に於てどの程度迄は國体變革の中に入つて其れ以外は國体變革に入らないと云ふ、其限界を御示し願たいのであります

第二は只今司法大臣が御説明になりました私有財産の問題に付いても是は第一回第二回の委員會に於ても非常に論議されたる問題であつて中々困難なるものであることは承知致して居りますが、只今司法大臣も御説明の中に土地の國有は宜しい生産機關の國有も是は賠償とする云ふやうな御意見であつたが斯なる事を言はるゝ根本の法の精神の有無を一言御何を致して見たいのであります

法律の眼目

私は未だに幾多の疑問を有つて居る一人であります、問題に付ては今回申上げる議をし組織をすると云ふやうな場合には、國体の變革の條項の中に、つて本法律の適用に依つて斯なられるや否やを御伺致したいのであります例へば憲法第一條に依りまして天皇の大權の一部に變更を來すと云ふことは國体變革の中に入るや否や、若し入るとならば其の場合に於てどの程度迄は國体變革の中に入つて其れ以外は國体變革に入らないと云ふ、其限界を御示し願たいのであります

第二は只今司法大臣が御説明になりました私有財産の問題に付いても是は第一回第二回の委員會に於ても非常に論議されたる問題であつて中々困難なるものであることは承知致して居りますが、只今司法大臣も御説明の中に土地の國有は宜しい生産機關の國有も是は賠償とする云ふやうな御意見であつたが斯なる事を言はるゝ根本の法の精神の有無を一言御何を致して見たいのであります

上定論

ある所であるこの點は是は

學説

歩に依りましては公益なる文字に非常に廣く解釋さるゝ餘地があるこの點は是は

重大なる問題

りまして言葉を換て言ふならば公益の爲めならば、法律と云ふ文であります憲法第二十條は法律に依らざる國家權力は何になるべきものであるかと云ふことも是は

法律の眼目

何れにありやと私は根本觀念に付きて御伺を致さねばならぬのであります其他細々なる問題に付いてもありますが最後に一言、是は司法大臣に必要はありません我日本は世界に類例のない所の國体である點に依りまして天皇の大權の一部に變更を來すと云ふことは國体の變革の中に入るや否や、若し入るとならば其の場合に於てどの程度迄は國体變革の中に入つて其れ以外は國体變革に入らないと云ふ、其限界を御示し願たいのであります

第二は只今司法大臣が御説明になりました私有財産の問題に付いても是は第一回第二回の委員會に於ても非常に論議されたる問題であつて中々困難なるものであることは承知致して居りますが、只今司法大臣も御説明の中に土地の國有は宜しい生産機關の國有も是は賠償とする云ふやうな御意見であつたが斯なる事を言はるゝ根本の法の精神の有無を一言御何を致して見たいのであります

國務大臣（小山松吉君）

【國務大臣小山松吉君登壇】

比佐昌平君

是以上のことに付きましては私も本會に於て政府委員の意見を質したいと思ひまするが只今の御答ひの中に私は斯御答ひがなかつたやうに思ひますが憲法に於ける天皇の大權の一部の變更を主張すると云ふことは國体變革の内に入ると云ふ意見と治安維持法の取締る所に非ずと云ふ二つの意見があるのであります例へば第一回の山岡氏

議員が此議場に於て提案されたる問題を審議して自由の意見を吐き賛否を決するのは是は議員の自由の權限であるが議員が此議場に於て政府委員の説明に依りまして天皇の大權の一部に變更を來すと云ふことは國体變革と云ふ問題に適用さるゝ否や御問ひしたいのであります、例へば條約の締結權は天皇陛下の有せる權であるが今後合法的に憲法改正に依つて條約の締結を議會の承認を得ると云ふやうなことにすれば明かに現在天皇の大權の一部の内容の變更になるのであります、若し又或社會運動があつて憲法は時代の變遷に依つて變更さるべきものである憲法自体に於て改正が豫想されて居るのであります憲法改正の手段に依つて、

變更

の問題に付いても是は第一回第二回の委員會に於ても非常に論議されたる問題であつて中々困難なるものであることは承知致して居りますが、只今司法大臣も御説明の中に土地の國有は宜しい生産機關の國有も是は賠償とする云ふやうな御意見であつたが斯なる事を言はるゝ根本の法の精神の有無を一言御何を致して見たいのであります

權行使の形式の變更

であつて國体變革と云ふものには解釋を設まぬと云ふ問題に付いてもありますが最後に一言、是は司法大臣に必要はありません我日本は世界に類例のない所の國体である點に依りまして天皇の大權の一部に變更を來すと云ふことは國体變革の中に入るや否や、若し入るとならば其の場合に於てどの程度迄は國体變革の中に入つて其れ以外は國体變革に入らないと云ふ、其限界を御示し願たいのであります

第二は只今司法大臣が御説明になりました私有財産の問題に付いても是は第一回第二回の委員會に於ても非常に論議されたる問題であつて中々困難なるものであることは承知致して居りますが、只今司法大臣も御説明の中に土地の國有は宜しい生産機關の國有も是は賠償とする云ふやうな御意見であつたが斯なる事を言はるゝ根本の法の精神の有無を一言御何を致して見たいのであります

國務大臣（小山松吉君）

比佐君の御質問に御答ひ致します、第一の御質問は大權の變更を憲法改正に委ねると云ふことは是は大權事項の大

變革

の中に入るものと思ふ所の曾ふ工合に相互に相關聯したる答辯をなされて居るのであつて所謂此法の適用の範圍と云ふことになつて居りましても若し或者が天皇の大權の一部に變更を來すと云ふことは國体變革の中に入つて其れ以外は國体變革に入らないと云ふ、其限界を御示し願たいのであります

第二は只今司法大臣が御説明になりました私有財産の問題に付いても是は第一回第二回の委員會に於ても非常に論議されたる問題であつて中々困難なるものであることは承知致して居りますが、只今司法大臣も御説明の中に土地の國有は宜しい生産機關の國有も是は賠償とする云ふやうな御意見であつたが斯なる事を言はるゝ根本の法の精神の有無を一言御何を致して見たいのであります

附記

政治を生命とし、其他に何物をも求めぬ比佐氏は利權を漁るのではなく代議士振るではなく、曾て周囲や人格に何等の不純の濃霧につゝまれたことのない我等の代議士として永遠の選擧にも無論當選確實で或は生のある限り代議士として城の天地から日比谷に送られることであらう

國體

農家の注意すべき病虫害防除暦

農事試驗場で麥と稻との病虫害防除暦として發表したのは左の如きものである

◇

▲三月　稻藁、二化螟虫（越冬幼虫移動前）の驅除、畑地其他屋外藁の取片づけ焼棄をなす

◇

▲四月上旬　苗代耕起「ユリミミズ」の驅除、石灰窒素撒布十五日に行ふ、苗代の窒素肥料は幾分減ずべし

◇

▲四月下旬　撒種期、稻病其他の病害防除、鹽水選を行ひ温湯浸法を行ふこと、苗代の肥料は三要素の配合に注意し、温床の施用を避けること、催芽の加害防除、苗代の種子は「カゼイン石灰乳」に浸し直に催芽をなしむ、カゼイン石灰乳は水一升にカゼイン石灰を加へたものを使用し、撒種後稻苗の病害及び「アワミドロ」防除、排水し、三斗式黑砂糖加用石灰「ボルドー液」

◇

▲五月上旬　撒種十日後「ユリミミズ驅除」簡易乳劑十五倍液、麥撒、麥類の銹病、ウドンコ病、赤銹病、葉病、赤銹病、石灰硫黄合劑〇、五度液を撒布す反當一

◇

▲五月下旬　麥の銹病、ウドンコ病、赤銹病、葉病、石灰硫黄合劑〇、五度液撒布、反當一石、

◇

▲同、苗代期　二化螟虫驅除、石灰窒素撒布、反當一石、

◇

▲五月下旬乃至六月中旬　苗代期、二化螟虫越冬蛹、ウドンコ病、赤銹病、葉病、石灰硫黄合劑〇、五度液撒布、反當一石、

◇

▲六月中旬　本田初期　二化螟虫驅除、本田の病害虫驅除、本田の病害虫驅除、稻瘟病、ウドンコ病、赤銹病、葉病、被害葉

◇

▲同、苗代期　二化螟虫驅除、石灰窒素撒布、反當一石、

◇

▲六月中旬　本田初期　二化螟虫驅除、本田の病害虫驅除、本田の病害虫驅除、稻瘟病、ウドンコ病、赤銹病、葉病、被害葉

◇

▲七月上旬　泥負虫驅除（幼虫）簡易乳劑を約十日間隔に二回撒布すること、簡易乳劑は十五倍液を使用すべし

◇

▲七月下旬乃至八月下旬　稻病害虫驅除、カゼイン石灰加用石灰ボルドー液撒布、反當一石二斗

◇

▲同、穗揃後　穗首稻瘟病、稻瘟病、カゼイン石灰加用石灰ボルドー液撒布、反當一石二斗

◇

▲八月中旬乃至九月上旬　二化螟虫驅除、稻瘟病、稻瘟病、稻瘟病

小麦粉 蕎麦粉 大豆粉
㊞ 佐藤製粉所
佐藤佐市郎
平町正月町
電話五〇六番

地方唯一の製粉所にして機械の完備は優良品を特別格安に需用家各位に差上げられます

内科小兒科。外科。內臟外科
花柳病科。肛門病科
市原醫院
＝入院隨時＝
平町田町
電話一一四番

土木建築請負業
岸博長
海岸線浪江町

漁業、鰹節
肥料製造販賣
廻船問屋
鰹餌鰯販賣
八島屋商店
立花雄七
福島縣小名濱港
電話一〇二番
電略（ヤシマ）又ハ（ヤ）

處方調劑と良藥の提供
平町五丁目
山野邊藥局
藥劑師 山野邊 東次郎

土木建築請負業
石城郡植田驛前
成瀨組
成瀨巴三

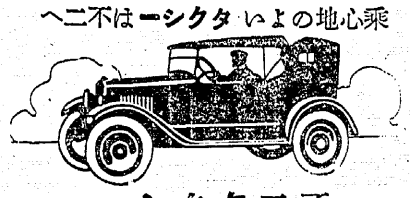

入院病室完備
松村病院
性胃腸科
磐城平町
電話一〇
南町六番

處方調劑
一般藥品
醫療器械
堀藥局
藥劑師 堀功
福島縣泉町二丁目一六
電話三二六番

芋里。薯齡馬。菜蔬
るす應適も最に類がうやし
は肥里加然天
りな的果効で價安も然
るす變惡を壌土くな性酸
すて無絶は處
錢拾參 俵一
（すまし致引斷に特は引取量大）
賣販造製
金成國雅
平町下川原
電話八八六番

貨物自動車の御用命は特に勉強致します

平驛前
旅館、御料理
鐵道構內辨當
住吉屋支店
酒井清
電話一四九番

双葉郡長塚村大字長塚
土木建築請負業
田中組合名會社
代表社員 田中清太郎
電話新山一番

內科。小兒科。外科。花柳病科
耳鼻咽喉科。レントゲン科
高久病院
院長醫學士 高久忠
平町田町
電話五一三番

鐵道省枕木
炭礦用諸材 御用達
三材木商 佐藤三平
本店 福島縣石城郡內郷村 電話平四三〇
支店 福島縣双葉郡浪江町 電話浪江七三
出張所 福島縣西白河郡矢吹町 電話矢吹四二

徒弟數名入用
平町三丁目角
佐川洋服店
店主 佐川三良

產婆看護婦生徒募集
一、申込は成る可く早く
一、新學期の開始は四月八日より
一、開始後と雖も隨時入學が出來ます
平町南町
平產婆看護婦學校
校長 清野キヨ
電話三〇七番

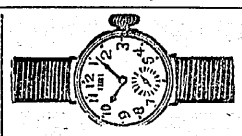

各國時計。眼鏡。貴金屬
金銀高價買入
平二丁目
根本時計店
電話六〇七番
（御修繕は叮寧迅速にお勉め致します）

是非御注文を！
大和田印刷所
平町仲町廿三番
電話五五五番

牛も豚も
肉の御用命は
優良品の自慢
三三二屋
平町田町

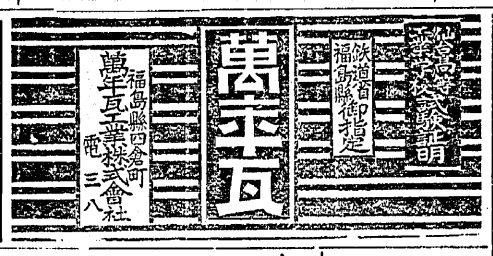

坑夫數十名募集
石城郡內郷村大字宮
宮炭礦々業所
佐藤清

石炭
豆炭
コークス
水野石炭店
平町白銀町郵便局通り
電話二九九番

機械
電機
田邊商店
常磐線平驛前通り
電話二九四番

各品各樣優秀品を網羅し最低廉價に御提供申上ぐる樣最善の努力と責任感を以て御勸め申上ますれば何卒皆樣の出淺商店として充分御利用の程御願い致します、誠心誠意御期待に報ひられます樣御働き致します

★ 星製藥株式會社は國民の日常生活を脅かす病魔を亡ぼし健全な作業を遂行する任務を負ひて在る

一、本社は我が日本をして草根木皮を原料とする世界第一の製藥國たらしむることを任務とす
二、本社は資本主義株式會社を家族主義制度化せしむることを任務とす
三、本社は親切を第一主義とし營利事業を經營しつゝ社會奉仕を爲しその併行の可能を世界に示さんことを任務とす
四、本社は製藥の社會的改良をなし、社會奉仕の徹底を任務とす
五、本社は國民の健康を促進し國家の繁榮に努め世界人類の進歩と平和に貢獻するを任務とす

▲季節向商品▼

ホシ胃腸藥	二五〇	ホシアンチツベルケン	一、三〇〇
ホシチャコール錠	二、三〇〇	ホシ袪痰藥	一五〇
ホシ風藥	一、五〇〇	ホシクロロ	二五〇
ホシ感冒錠	二五〇	ホシゴノール	一、〇〇〇
ホシ鎮痛解熱藥	一、〇〇〇	ホシサヨリン	一、〇〇〇
ホシアスピル	二五〇	ホシ目藥	二〇〇
ホシヘテキユア	五〇〇	ホシ耳の藥	二〇〇
ホシ痔良膏	三〇〇	ホシ歯痛浄	二〇〇
ホシ痔藥	三七〇	ホシ歯痛內服藥	二〇〇
ホシ吸出膏	一、二〇〇	ホシ小兒胃腸藥	一五〇
ホシ凍傷膏	二五〇	ホシ小兒擦袪藥	二〇〇
ホシチオール	一、五〇〇	ホシ小兒風藥	一、三七〇
ホシ溫浴用アルフア	一、八九〇	ホシ寶母湯	九〇〇
ホシ寶母鎮	一、三七〇	ホシ	三七〇

感謝！
力を謹んで感謝します
正義勝って會社は更生しました。全國からの盜れるやうな御後援と御協
東京 星製藥株式會社